

〔第7号議案〕 役員賠償責任保険加入の件

（公財）公益法人協会が提供する役員賠償責任保険（団体保険制度）に加入いたしたく、次のとおりお諮りします。

1. 契約の概要

保険契約者：（公財）公益法人協会

加入者：当協会

被保険者：当協会のすべての役員（理事・監事）

保険期間：2023年5月1日から1年間（7月1日からの中途加入を予定）

支払限度額：5,000万円

保険料：83,330円（2023年7月1日～2024年5月1日）

※5月1日に加入した場合の年間保険料：100,000円

2. 補償内容

法人の役員が、役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因し、保険期間中に損害賠償請求を提起された場合において、法律上の損害賠償責任（注）・争訟費用を負担することによって被る損害を補償

（注）役員の第三者に対する責任、および役員の法人に対する責任

3. 参考

（公財）公益法人協会ホームページ

<https://kohokyo.or.jp/support/hoken/>

以上